○国立大学法人東北大学公正な研究活動推進連絡会議細則

平成２７年7月３０日
理事（研究担当）裁定

（趣旨）

第１条　この細則は、国立大学法人東北大学における公正な研究活動の推進に関する規程（平成２５年規第１００号。以下「規程」という。）第１６条第２項の規定に基づき、国立大学法人東北大学公正な研究活動推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第２条　連絡会議は、研究倫理に関する情報交換及びケーススタディの検討を行うとともに、責任ある研究活動を進める文化を構築することを任務とする。

（組織）

第３条　連絡会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

一　統括研究倫理推進責任者

二　研究倫理推進責任者

三　議長が必要と認めた者　若干人

（議長）

第４条　連絡会議に議長を置き、統括研究倫理推進責任者をもって充てる。

２　議長は、会務を総理する。

（代理出席）

第５条　第３条第１項第２号に掲げる構成員は、連絡会議に出席することができないときは、当該部局の公正な研究活動推進担当組織の構成員を代理として出席させることができる。

（構成員以外の者の出席）

第６条　連絡会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　連絡会議の庶務は、当分の間、研究推進部において処理する。

（雑則）

第８条　この細則に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附　則

この細則は、平成２７年８月１日から施行する。